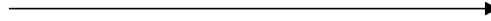


9 狩猟税に関する調



	区 分	税 率	列 番 号	(1)	(2)		
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円) ²⁴		
			9	12	18		
狩	第一種 銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	0 : 1 : 0	213	2,444	
		① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0 : 2 : 0		0	
		② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0 : 3 : 0		0	
		③ 法附則32条第1号に該当するもの	16,500円×1/2	0 : 4 : 0	129	1,058	
		④ 法附則32条第2号に該当するもの	16,500円×1/2	0 : 5 : 0		0	
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0 : 6 : 0	84	1,386	
		所得割額の納付を要しない者	-	0 : 7 : 0	13	104	
		⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0 : 8 : 0		0	
		⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0 : 9 : 0		0	
		⑧ 法附則32条第1号に該当するもの	11,000円×1/2	1 : 0 : 0	7	38	
⑨ 法附則32条第2号に該当するもの	11,000円×1/2	1 : 1 : 0		0			
⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1 : 2 : 0	6	66			
猟	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	1 : 3 : 0	0	0	
		⑪ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1 : 4 : 0			
		⑫ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	1 : 5 : 0			
		⑬ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2	1 : 6 : 0			
		⑭ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2	1 : 7 : 0			
		⑮ 上記に該当しないもの	8,200円	1 : 8 : 0			
		所得割額の納付を要しない者	-	1 : 9 : 0	0	0	
		⑯ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	2 : 0 : 0			
		⑰ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	2 : 1 : 0			
		⑱ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	2 : 2 : 0			
⑲ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2	2 : 3 : 0					
⑳ 上記に該当しないもの	5,500円	2 : 4 : 0					
関	わな 猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	2 : 5 : 0	132	873	
		㉑ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	2 : 6 : 0		0	
		㉒ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	2 : 7 : 0		0	
		㉓ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2	2 : 8 : 0	51	209	
		㉔ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2	2 : 9 : 0		0	
		㉕ 上記に該当しないもの	8,200円	3 : 0 : 0	81	664	
		所得割額の納付を要しない者	-	3 : 1 : 0	34	146	
		㉖ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 : 2 : 0		0	
		㉗ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 : 3 : 0		0	
		㉘ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	3 : 4 : 0	15	41	
㉙ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2	3 : 5 : 0		0			
㉚ 上記に該当しないもの	5,500円	3 : 6 : 0	19	105			
係	第猟係 二免 種許登 銃に録	所得割額の納付を要する者	-	3 : 7 : 0	15	68	
		㉛ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 : 8 : 0		0	
		㉜ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 : 9 : 0		0	
		㉝ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 0 : 0	5	13	
		㉞ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 1 : 0		0	
㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	4 : 2 : 0	10	55			
①	～	③⑤	の 合 計	-	4 : 3 : 0	407	3,635